

「犯罪被害者の権利の観点から考える裁判員制度の課題と展望」

平山 真理（白鷗大学法学部教授）

I. はじめに—研究の背景と目的

司法制度改革において犯罪被害者の視点はどの程度意識され、最終的にどのように制度改革に組み込まれたかについて、裁判員制度を中心に考察する。とくに、以下の 2 点に焦点を当てて論じる。

- ・裁判員制度の設計において、被害者の権利の観点からどのような議論が行われたか。
- ・裁判員制度は施行から 15 年が経過したが、裁判員裁判において被害者の権利の観点からどのような課題があるのか。

II. 被害者保護のための法制度と司法制度改革の関係

- ・法制審議会「刑事法（犯罪被害者関係）部会」（2006 年 10 月～2007 年 1 月）における議論の整理
- ・「被害者基本計画」と「被害者基本法」がわが国の刑事手続に与えた影響—刑事司法制度における重要な「パラダイムシフト」はいかに実現したか？
- ・検討開始は後発ではあったが、施行は裁判員制度よりも約半年早かった「被害者参加制度」（刑事訴訟法第 316 条の 33 以下）と司法制度改革

III. 裁判員制度と犯罪被害者

1. 裁判員制度設計における犯罪被害者の視点

- ・裁判員制度の設計においては「犯罪被害者の視点」は重要視されていたか？
 - 司法制度改革推進本部に設置された「裁判員制度・刑事検討会」における被害者団体へのヒアリング
 - 裁判員制度施行直前の 2009 年 1 月に内閣府が実施した被害者団体等への意見聴取会
 - ↓被害者団体等からの意見聴取では、とくに性犯罪事件が裁判員裁判で審理される際の被害者のプライバシーを懸念する議論が多く見られた。
 - とくに性犯罪裁判員裁判における「被害者の選択制」の導入の是非（しかし、わが国の裁判員制度においては、被告人にも選択権は与えられていない）
 - 裁判員や裁判員候補者に対して被害者の個人情報知られてしまうことへの懸念。
 - ⇒司法制度改革審議会も裁判員裁判対象事件から除外する必要性を検討すべき事件の一つとして「性犯罪事件」を挙げていた。

2. 裁判員制度に対する犯罪被害者の期待と懸念—刑事裁判はどう変わったか？

- ・被害者にとっても「分かりやすい」刑事裁判は実現されたか？

- ・直接主義・口頭主義の徹底が被害者に与える影響。
- ・否認事件・自白事件の割合に変化はあったか？—被害者はこれをどう受け止めるか。
- ・裁判員制度施行後の量刑の変化は？—重罰化傾向にある事件と寛刑化傾向にある事件
- ・自分たちと同じ「市民」としての裁判員に対して被害者は何を期待するか？
- ・「被害者にとっての裁判員」、「裁判員にとっての被害者」—それぞれどのような存在か？
- ・裁判員から被害者に対してなされる補充尋問が被害者に及ぼし得る影響
- ・裁判員のジェンダー構成をめぐる議論において被害者の視点が果たす役割
- ・裁判員制度のもとでの起訴率の低下や「罪名落ち」は被害者にどのように影響し得るか？
- ・公判前整理手続の長期化が被害者にもたらし得る影響

IV. 裁判員制度と被害者参加制度

- ・それぞれの制度の「対象事件」は制度設計においてどのように議論されたか？（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第2条第1項、刑事訴訟法第316条の33第1項）
- ・二つの制度が重なって適用される刑事裁判における課題は？
- ・被害者参加人はとくに裁判員裁判に何を期待して被害者参加を行うと考えられるか。
- ・裁判員裁判と手続二分論

V. 裁判員制度施行後の見直し・改善における犯罪被害者の視点

裁判員制度施行後の制度の見直しや改善のために法務省に置かれてきた審議会や検討会において、「被害者の視点」からの制度の改善の必要性はどのように議論されてきたか？

VI. 課題と展望

- ・裁判員の無理解・無関心によって被害者が更に傷つく危険性をどう防ぐか？
- ・裁判員裁判は、市民（裁判員）が被害者問題や被害者支援の必要性について知ることになる「啓蒙の場」となり得るか？

*本報告は JSPS 科研費 21K01103 の研究成果の一部である。

参考文献

- ・最高裁判所事務総局『令和4年における裁判員裁判の実施状況等に関する資料』（2022）
- ・最高裁判所事務総局『裁判員制度10年の総括報告書』（2019）
- ・第一東京弁護士会 犯罪被害者に関する委員会編『犯罪被害者支援実務ハンドブック～被害者参加、損害賠償命令を中心に～（2訂版）』（東京法令出版 2023）
- ・平山 真理「かくして裁判員制度は始まった—しかし、欠けていたのは何か？被告人の視点、被害者の視点、そしてジェンダーの視点」須網隆夫編『平成司法改革の研究：理論なき改革はいかに挫折したのか』（岩波書店 2022）
- ・兵庫県弁護士会「実践犯罪被害者支援と刑事弁護」出版委員会編『実践犯罪被害者支援と刑事弁護：弁護士による被害者支援と刑事弁護人の対応』（民事法研究会 2015）